

最高裁秘書第1620号

令和4年6月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

4月30日付け（5月2日受付、第040115号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所における民事事件の口頭弁論期日において、代理人弁護士が事前に弁論要旨を提出しようとする場合の取扱いが書いてある文書（民事書記官実務必携は除く。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）